

### 図書館（中央図書館）の館内整理日について

令和8年5月における館内整理日（毎月第1水曜日）について、武蔵野市立図書館条例第10条に基づき、5月13日（水）といたしたい。

#### 1) 5月13日にすることの理由

条例第10条第1項のウのとおり決定する場合、5月の館内整理日がGW中（振替休日）の5月6日（水）となる。5月6日を休館すると、多くの利用者に不便をかけてしまうであろうことが予想できるため、翌週の5月13日（水）を館内整理日といたしたい。

#### 参考）条例第10条第1項（1）

（休館日）

第10条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）武蔵野市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） 次のアからエまでに掲げる日。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、中央図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

ア 金曜日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 館内整理日（1月4日及び1月を除く毎月第1水曜日をいう。）

エ 年10日以内で委員会が指定する図書特別整理日